

令和3年 第10回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和3年10月25日（月）15時00分から15時30分
2. 開催場所：宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第29号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	菅原 隆行
	事務局次長兼産業観光課副課長	飯山 武
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施、換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は14名、欠席委員はなしです。定足数に達しておりますので、これより令和3年第10回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「9番島村重昭委員」と「10番富田高治委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、1件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田1筆で面積は1,010㎡でございます。譲渡人は越谷市に、譲受人は宮代町にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲渡人は相続によって当該農地を取得しましたが、所有農地のすべてを管理していくことが難しく、近隣の所有者へ譲渡を検討してきました。この度、譲受人への譲渡が決まったため、所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■から東へ300メートル程の場所に位置する土地です。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は水稻の作付けを予定しています。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてです。今回の譲受人の経営農地は宮代町内に56筆あり、総面積は37,342㎡ございます。事前に事務局で農地を全て回り現況に問題ないことを確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

(現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法3条2項に基づく判断基準5点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である5,000㎡を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は38,352㎡となります。

3点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人とその妻が農業従事者として年150日以上従事と農家基本台帳に登録されています。

4点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守すること、現在も周辺農地を耕作していることから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法3条2項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■■委員)

■番の■■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■■委員)

■番地元委員の■■■です。譲り受ける方は熱心に(農業に)取り組んでいる方ですので問題ないと思います。よろしく申し上げます。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、2件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田1筆で面積は497㎡でございます。譲渡人は越谷市に、譲受人は宮代町にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲渡人は相続によって当該農地を取得しましたが、所有農地のすべてを管理していくことが難しく、近隣の所有者へ譲渡を検討してきました。この度、譲受人への譲渡が決まったため、所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■から北へ300メートル程の場所に位置する土地です。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は水稻の作付けを予定しています。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてです。今回の譲受人の経営農地は宮代町内に78筆あり、総面積は26,125㎡ございます。事前に事務局で農地を全て回り現況に問題ないことを確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

(現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法3条2項に基づく判断基準5点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である5,000㎡を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は26,622㎡となります。

3点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人とその妻、子が農業従事者として年200日以上従事と農家基本台帳に登録されています。

4点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守すること、現在も周辺農地を耕作していることから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法3条2項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願ひいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきました。現在も譲受人の耕作地と1枚の田んぼとして耕しているようですし、特に問題ないと思ひますのでご審議の程よろしくお願ひいたします。

(■番■■■委員)

■番地元委員の■■■です。農業にも意欲的に取り組んでいる家族で問題ないと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は3件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願ひます。

(事務局)

それでは、1件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■の畑1筆で面積は301㎡でございます。譲受人は春日部市に、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となり

ます。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は春日部市内の両親宅にて夫と子供、両親と祖母の合計8人で生活しております。今後子どもを育てるためには手狭になることから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるため、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■から東に150メートル程の場所に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が2筆あり、北側の所有者から同意をいただいております。東側はこの後ご審議いただく2番の案件と同時申請・同時施工予定となります。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設芯積みと内積みコンクリートブロックで対応するとのことです。生活排水は、合併浄化槽を設置し、西側町道の集水桝に接続し南側道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いたします。

(■■番■■委員)

■番の■■です。事務局と現地確認をしてきました。現況は畑というより雑種地に近くなっています。周囲への影響もないと思いますのでご審議の程よろしくお願いたします。

(■■番■■委員)

■番の■■です。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」といたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、2 件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■の畑 1 筆で面積は 380 m²でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は宮代町内の両親宅にて妻と両親の 4 人で生活しておりますが、娘がその子と実家に戻ってくることになり現在の住まいでは手狭になることから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるため、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■から東に 150 メートル程の場所に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が 2 筆あり、北側の所有者から同意をいただいております、西側は先ほどご審議いただいた 1 番の案件と同時申請・同時施工予定となります。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設芯積みと内積みコンクリートブロックで対応するとのこと。生活排水は、合併浄化槽を設置し、西側町道の集水柵に接続し南側道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 2 種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いたします。

(■■番■■委員)

■■番の■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願いたします。

(■■番■■委員)

■■番の■■です。問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、3件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■■の畑1筆で面積は318㎡でございます。譲受人は東京都に、譲渡人は横浜市と宮代町内にお住まいの方々です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は東京都内の賃貸住宅にて夫婦2人で生活しておりますが、将来子どもを産み育てるためには手狭になることから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるため、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■■から南東に200メートル程の場所に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が2筆ございますが、そのうち東側の1筆は既に農地転用許可済みで、残り1筆の所有者から同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設内積みコンクリートブロックで対応するとのこと。生活排水は、合併浄化槽を設置し、南側町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

それではご審議の程よろしく願います。

(■番■■委員)

■番の■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願います。

(■番■■委員)

■番地元委員の■■です。問題ないと思います。ご審議の程よろしく願います。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして日程第4「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が10月11日となっております。11日までに、4条届出はなく、5条届出が2件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和3年第10回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和3年11月25日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印